

第5章 国際行政組織の展開と改革——国連改革、貿易組織、主要国組織、官民連携

5-1 国連改革

表5-1 国連改革の比較

(1) ジャクソン報告—事業レベルでの機関間調整問題への対応の試み

国連開発システムの機能は事業 (operation)

国連開発システムにおいては、従来の国連システムにおける断片的アプローチにかわって、統合的管理的アプローチが必要

(2) ベルトトラン報告—直接的接触の再発見

「世界組織」の機能は、交渉 (negotiation) やコンセンサス追求 (seeking greater consensus) なのであるが、それらを人々は管理 (management)機能ととりちがえてきた

(3) 安全保障理事会の改革

処理能力 (実効性) と正当性確保の課題

ブラジル、ドイツ、インド、日本の連携 (G4)、アフリカ連合諸国 (AU)、コンセンサス・グループ (UFC)

安保理の作業方法の改善

ゼロサム的政治

常任理事国の拡大以外の制度的選択肢平和構築委員会

(4) アナン事務総長の下での組織・運営改革

1997年7月『国連の刷新 (Renewing the United Nations: A Programme for Reform: Report of the Secretary-General)』(A/51/950, 1997) —リーダーシップ・マネジメント構造に注目

2000年9月ミレニアムサミット: 「ミレニアム宣言」、MDGs (ミレニアム開発目標)

目標による管理=NPM (New Public Management)

2005年9月の国連世界サミット「首脳会合成果文書(Outcome Document: United Nations, 2005 World Summit Outcome: resolution) (A/RES/60/1)

事務総長のCAO (Chief Administrative Officer) としての役割

マンダートの再検討

システム大での一貫性 (system-wide coherence) の確保

5-2 貿易組織の役割と限界—WTO (世界貿易機関)

(1) 貿易組織の横断的機能と一定の強制性

国内規制や基準が非関税障壁という観点から関心対象

「バルカン化」→一括受諾 (Single Undertaking)

(2) GATTにおける無差別規定とその運用

(3) 東京ラウンドスタンダード・コードからウルグアイラウンドTBT協定・SPS協定へ
東京ラウンド: スタンダード・コード (Standard Code) →TBT (Technical Barrier to Trade) 協定、SPS協定 (Agreement on the Application of the Sanitary and Phytosanitary Measures)

(4) 国内規制の国際的レビューの運用

通報数の推移: 図5-1

懸念数の推移: 図5-2

5-3 主要国組織の役割と限界

(1) OECD—先進市場経済諸国の組織

情報共有に基づく協議・協力

OECD設立条約第3条: 締約国は相互に情報提供を行うことが規定

ピア・レビュー

様々な分野に活動を拡大
他の国際組織との連携の課題

(2) G7/G8

各国首脳間の非公式的ネットワークの重要性が高い
契機は経済問題であったが、首脳が参加するため政治問題の比重も増加 cf. 近年の国際保健
首脳間の非公式協議を重視する形態、関係大臣も含めて包括的協議を行う場合という様々
な形態が試みられてきた
首脳間の非公式協議に回帰するとともに、G8 以外の諸国への開放性を確保するためのアウ
トリーチも一貫した課題

正当性の問題

透明性の問題—メディア等との関係の工夫

実効性の問題

(3) G20—非公式制度故に容易な移行？

1999 年 9 月：G20 財務大臣・中央銀行総裁会合

2008 年の金融危機対応—2008 年 11 月：ワシントンで首脳レベルの会合

ピッツバーグ・サミットの首脳声明 (2009 年 9 月)：「我々は、G20 を我々の国際経済協力
に関する第 1 のフォーラムとして指定した」

金融危機に対する金融規制改革

マクロ経済政策の調整 MAP (Mutual Assessment Process) IMF、世界銀行改革の促進
課題

20 カ国という比較的多い加盟国間で実質的調整が実質的に可能なのか
金融危機対応に集中するのか、開発、気候変動、エネルギー安全保障等のテーマに拡大
するのか

正当性確保の課題 cf. EU←→ASEAN や AU

非公式性をどこまで維持するのか

非公式性故の容易な移行←→公式制度改革が困難であった国連安保理

(4) 比較優位と役割分担—相互に役割分担を志向

OECD は GATT、WTO の事前交渉機能的役割

OECD は、G7、G8、さらには G20 の分析機能を支援

G7 で先進国間において議論した後に G20 で議論：2015—2017 年の国際保健の例

5-4 新たな官民連携

(1) グローバル・コンパクト

1999 年 1 月：世界経済フォーラムにおいてアナン国連事務総長提案

2000 年 7 月：正式に発足

(2) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金

2002 年 1 月：スイスの法律に基づく民間財団として設立

受入国のオーナーシップの尊重—政府と市民社会双方を巻き込んだ国家パートナーシップ
を促進するプロジェクトを支援するとしており、市民社会や NGO を抑圧、もしくはそれ
らとパートナーシップを構築していない国に対しては援助の対象を差し控える場合もあ
る旨を明記

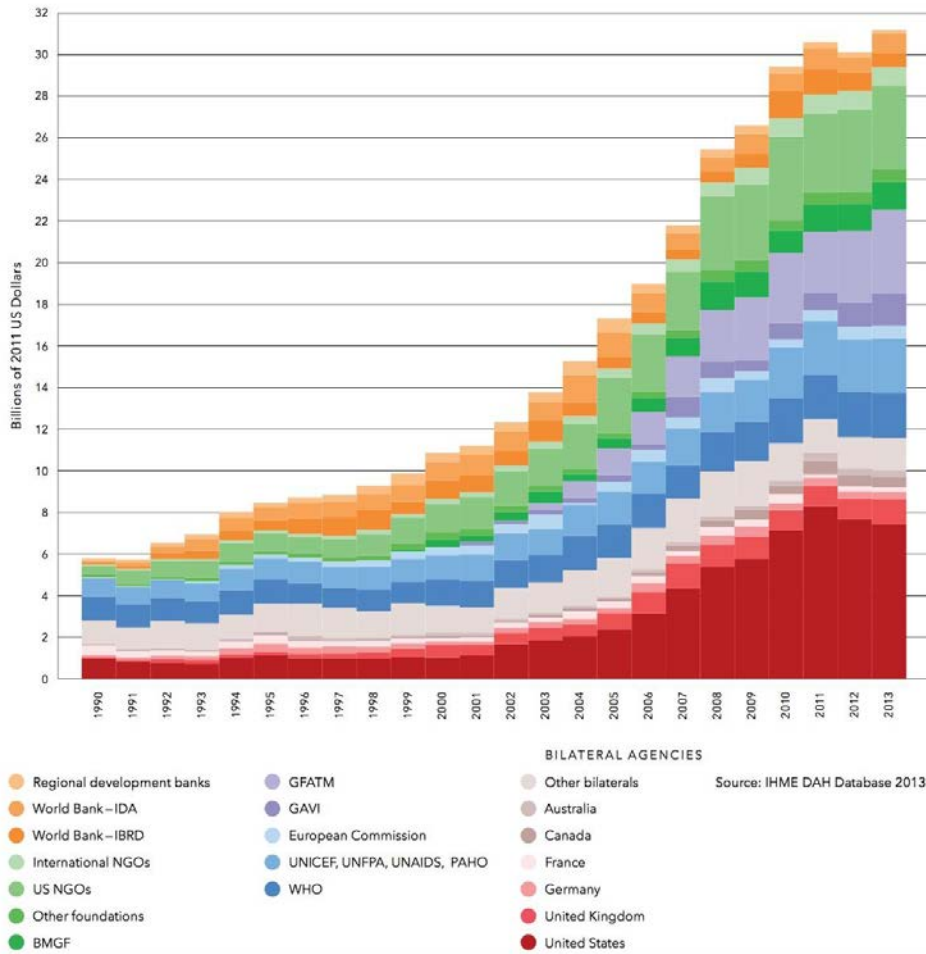
各国毎に国別調整機関 (Country Coordination Mechanism: CCM)

(3) 参考：国際保健援助財源構成

Figure 1: DAH by channel of assistance, 1990-2013 [“Financing Global Health 2013,” IHME, p.
16]

FIGURE 2

DAH by channel of assistance, 1990-2013



(4) 規制に関する官民連携ーサイバーセキュリティの場合

民間：

1990年 FIRST (Forum of Incident Response and Security Teams)

国際的情報交換やインシデント対応における調整目的

cf. 1988年米 CERT/CC (Computer Emergency Response Team/ Coordination Center)

政府間：

国際電気通信連合 (International Telecommunication Union : I T U)

2003/5年世界情報社会サミット (World Summit on the Information Society : WSIS)

国連総会支持

2007年トーレ (Hamadoun I. Toure) 事務局長 : Global Cybersecurity Agenda : GCA

2008年 : IMPACT (International Multilateral Partnership Against Cyber Threats)

官民連携組織@マレーシア

国連政府専門家会合 (Group of Governmental Experts : GGE)

2004年～5次にわたって

2013年第4次報告、2015年第5次報告では一定の成果